

## 平成22年度 法規委員会研修会

- テーマ 「建築確認と手続き等の運用改善—軽微な変更等の取扱いを中心に—」
- 日 時 平成22年9月30日(木) 18:00~20:30
- 会 場 東京建築士会会議室 (中央区晴海1-8-12オフィスタワーZ 4F)

[概要] 小田圭吾法規委員長の開会挨拶・研修会主旨説明・講師紹介で始まり、同氏より「建築基準法の改正動向」、磯永聖次氏(建築行政研究所研究第2部 主任研究員)より「建築確認手続き等の運用改善に係る講習会のQ&A」, 「事例紹介」, 中津岳夫氏(株)グッド・アイズ建築検査機構 代表取締役副社長)及び臼井勇人氏(同 確認検査部意匠課 課長), 本多徹氏(ビューロベリタスジャパン(株)東京事務所 確認認証事業本部審査部長)よりそれぞれ「建築確認と手続き等の運用改善事例紹介等」について説明を受けた。その後、参加者の間で質疑応答及び意見交換を行った。



(配布資料)

1. 建築確認手続きの運用改善に関する講習会 質疑  
(2010/8/2 確認審査の迅速化関係)
2. 建築確認と手続き等の運用改善 ~軽微な変更の取扱い事例紹介~  
(2010.9.30 株式会社グッド・アイズ建築検査機構)
3. 「建築確認と手続き等の運用改善」  
—軽微な変更等の取扱いを中心に— (従前と変わった事例紹介編)  
(2010.9.30 ビューロベリタスジャパン株式会社)
4. 東京建築士会法規委員会 資料  
・建築基準法見直しは両論併記に  
(日経アーキテクチュア 9/27より抜粋)  
・建築基準法改正の見直しに関する検討会に関する座長中間とりまとめ案~三つの検討課題に係る当面の見直し方向等~  
・建築基準法の見直しについての意見書(要望)  
(2010年8月25日 日本弁護士連合会)  
・建築基準法等に関する国交省ヒアリングの本会意見  
(建築東京 2010年2月)

(別添)

建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物等」

### ■主な質疑・応答など

Q. 延焼ライン内で建具を新たに追加する場合の取扱いは?

A. 施行規則第3条の2第十三号に該当しないので計画変更となる。

Q. ①内部仕上げ変更に伴い階段の段割や階高の変更は、軽微変更と扱って良いか。

②延焼ライン内で建具の種類を変更する場合は?

A. ①床材の変更に付随する変更は軽微変更。共同住宅の床の水回りスラブ高さ変更も軽微変更。又、階段の段割や階高の変更も軽微変更での取扱いとなる。

施工上変更せざるを得ない場合は、施行規則第3条の2第一号~十五号までのいずれかに該当しなくても施工誤差として軽微変更として取り扱う。

②防火設備から防火設備に変更となる場合は軽微変更。但し、施行規則第3条の2第十三号のイに該当する場合(採光・換気の有効面積が減る場合)は計画変更となる。

Q. ①『建築確認手続きの運用改善に関する講習会 質疑』の作成者は?

この資料内容の責任の所在は?

②『建築確認手続き等の運用改善マニュアル』の国土交通省協力とはどういう位置付けか?

A. ①国土交通省が回答し、(社)新・建築士制度普及協会が作成している。国の見解として御覧いただき良い。(http://www.icas.or.jp/koushukai/100531.html参照)

②国交省の関与の記述がないと法的な位置付けが下がるので、協力として掲載して頂いた。

〈消防関係者より〉

軽微変更時の消防法上での整合をお願いしたい。(消防同意がないため)

①開口部 ②建物高さ31m内外 ③用途変更 ④避難安全検証法適用建物の取扱い。 ⑤避難器具